

- 1 **開催年月日** 令和2年8月25日(火)
2 **場 所** 三条東公民館 多目的ホール1
3 **時 間** 午前9時55分 開会
午前11時50分 閉会

4 **出席者**

(委員)

元川委員、丸山委員、羽田野委員、川瀬委員、金子委員、橋本委員、西川委員、
渋谷委員、石附委員、武士俣委員、平岡委員、栗山委員、宮口委員

※出席13名、欠席1名(丸田委員)

(事務局)

福祉課 諸橋課長、丸山課長補佐、鈴木障がい支援係長、草野主任、小林主事
子育て支援課 平岡課長、梨本センター長兼発達応援室長、石坂主任、熊倉主事
相談支援事業所

相談支援センターハート 阿部課長代理兼アドバイザー、治田相談支援専門員
相談支援事業つなぐ 加藤相談支援専門員

相談支援センター青空 坂上相談支援専門員、本間相談支援専門員

相談支援センターさんじょう社協 藤井相談支援専門員

(オブザーバー)

高齢介護課 野水課長補佐

小中一貫教育推進課 生方指導主事

5 **議 事**

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の方向性について
- (3) 緊急時の受入体制の進捗と今後の予定について
- (4) 令和2年度相談支援事業に関する取組について

6 **会議の概要**

開会

挨拶(諸橋課長)

皆様におかれてはそれぞれの立場で、とりわけ障がい福祉の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。加えて本協議会の委員をお引き受けいただいたことに改めてお礼申し上げます。

さて、障がい者を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症拡大により、特に収入面で厳しさが増すのではないかとといった懸念があるが、関係の皆様の御尽力によって当市においては大きな影響は出ておらず、一先ずは安堵しているところである。他方、全国に目を向けると障がい支援施設におけるクラスターの発生も相次ぐ中、こうしたニュースに日々緊張が走っているところではあるが、市民一人ひとりの意識と本日お集まりいただいている皆様の御尽力によってこの地においてはそういったこともまだ出ていないことから、その面におい

でも感謝申し上げます。

本日は今年度策定を予定している障がい者計画についての外、緊急時の受入体制、相談支援事業についてを議題としている。計画や仕組みは実行性が伴わなければ絵に描いた餅に他ならない。お集まりの皆様から現実的な目線で、実行性を確保していく上で忌憚のない意見を頂戴し、今後の取組に反映していきたいと考えている。本日はよろしくお願ひしたい。

委員紹介について

※別紙委員名簿の順に自己紹介

事務局紹介について

※事務局及びオブザーバーが自己紹介

議事

(1) 会長・副会長の選出について

(川瀬委員)

事務局で案はあるか。

(丸山課長補佐)

事務局の案を提示してもよろしいか。

(一同異議なし)

(丸山課長補佐)

事務局の案を申し上げる。会長には引き続き新潟医療福祉大学副学長の丸田委員に、副会長には、今までサービス事業者の委員へ輪番でお願いしていた経緯があることから今回は県央福祉会いからしの里園長兼いからし工房所長元川委員にお願いしたいと考えるが、いかがか。

なお、丸田委員におかれては本日御欠席となっているが、決議は一任するとの言葉をいただいている。

(一同異議なし)

(丸山課長補佐)

会長には丸田委員、副会長には元川委員にお願いすることに決定した。元川副会長から挨拶をお願いしたい。

(元川副会長)

三条市自立支援協議会の委員として関わり7年目を迎えた。慣れた気がせず恐縮だが、この地域で誰もが夢や希望を持てる共生社会を実現するためにこの会の役割は本当に大きいと考えている。力不足ではあるが精一杯努めさせてもらおう。よろしくお願ひしたい。

(2) 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の方向性について

(諸橋課長、平岡課長)

※別紙資料1にて説明

(元川副会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(川瀬委員)

相談支援事業の関係について、相談員の確保・育成とあるが、新規相談件数

が増えている中で限られた相談員でやりくりをしているが、各事業所の中でも人材確保が困難な現状がある。人的体制と併せて、相談支援事業そのものを継続するために委託料の財政支援がないと、運営が安定しない。委託料だけでは運営ができず、事業決算は赤字決算が続いている。具体的に言うと、平成28年度に委託料を増額してもらった。その際は委託相談と計画相談を区別し、2人体制とするという条件があった。金額の算定根拠は平成25年の各法人の決算の人件費及び事務費の平均値に、処遇改善加算を加えたものだった。これ以降算定基準が見直されておらず、赤字幅が増えてきている。財政支援について相談支援体制の充実の一つとして十分検討して欲しい。

(諸橋課長)

常々その話はいただいている。順序だてて見直しに向けての考え方を話したい。

最初に、相談支援専門員の一人当たりの担当件数にひらきがあることを考えると、一律に委託料を上げた場合、相談をたくさん受けている事業所とそうではない事業所で更にひらきが出るのが懸念される。そこで今年度相談員から協力いただいた中で、相談員一人ひとりの受ける数をまず平準化していき、その後に委託料をどうするかを考え、進めてまいりたいと思っている。そういう形でないと、例えば実績払いのような形も選択肢としては考えられるところである。例えば1件いくらといった形で算出することも考えられるところではあるが、そうすると今度は相談員からの実績報告等で事務が煩雑になるため、こちらとしては1事業所当たりいくらという委託料を堅持していくためにもまずは相談員の相談件数をどのように平準化していくかに力点を置きながら検討を進めていきたい。その上で地域包括支援センターとの連携を視野に相談支援体制を整備していきたいと考えており、それぞれの役割を検証しながら見直しを検討していきたい。

(川瀬委員)

委託料とサービス事業の報酬は立場が違う訳だが、当然人件費や物価等は上がる訳で、それを加味しながらサービス事業の報酬単価の見直しが3年毎に行われている。申し訳ないが委託料が8年前の算定基準であるならば、赤字は当然増える。諸橋課長の考えは分かるが、8年前の基準を据え置くのはいかがか。赤字幅が増えると他の事業にも影響する。委託者として受託側の運営状況をもう一度よく検討いただきたい。

(諸橋課長)

本来5事業所で実施することを前提に委託料を算出している。今年度は4事業所体制で、5事業所体制での1事業所分しか委託料を支払っていない中で、市も行っているとはいえ5事業所分の業務を4事業所で対応しているという現実もある。今後計画策定の中で、中期的に見て4事業所体制でいくのか否かを踏まえて委託料を検討していきたい。いただいた意見は十分承知している。

(元川副会長)

他の意見はいかがか。

(石附委員)

2頁ケアマネとの連携強化について。権利擁護支援や成年後見制度利用促進

のところで連携が重要となっているが、それに限らず、障がい福祉サービスを高齢者が利用しており、空きがないという現状もあると思われるため、お互いに連携しながらスムーズな事業移行ができるよう、連携を進めていけるような取組をしていけるといい。

もう1点。11頁個別支援会議について。現状このケース会議がどのような内容で、どの程度の頻度で開催されているか、把握していたら教えて欲しい。

(草野主任)

全ては把握していないが、困難なケースや支援者が多いケースは個別に行っている現状である。今年度においては相談員のスキルアップを目的の一つとし、相談員から事例提供してもらい、全事業所でケース検討を開催する予定でいる。2回の予定で2事例を提供してもらう。

市で全てを把握できていないことは問題と捉えるため、今後事務局会議等で把握してきたい。

(石附委員)

課題のベースになる部分である。活発にケース会議が行われるといいと思うため、お願いしたい。

(羽田野委員)

2頁基幹相談支援センターについて。基幹の機能が地域包括ケア総合推進センターに付加されるということで、今年度地域包括ケア推進会議に協議会委員がオブザーバーとして参加するということだが、そのメンバーと、どのような内容を協議し、計画を進めていくのかを聞きたい。

(鈴木係長)

オブザーバーについて、2名に参加をしていただいている。1名は協議会副会長の元川委員、もう1名は相談支援事業所からつなぐ加藤相談員。今後の予定だが、来年度以降は会議の正式な委員としてこちらとしては1名を、相談員からは事務局側として出席をお願いしたいと考えている。

検討内容については、高齢者についての包括ケア推進に関するものが大きな議題となっているが、今後は障がい部門も包括ケア推進会議の部会に位置付けられることから、そのことについても全体の中で検討を進める予定となる。障がい者も含めた包括ケアを推進していきたい。

(羽田野委員)

その関連だが、大きな会議に参加すると一部会からの発言の機会はそう沢山ある訳ではないと思うが、新しく参加するからにはこちらにも明確な構想を持って参加しないと内容が伝わらないと思われる。オブザーバーという形で参加するとしても、ある程度こちらの方向性や意味合いを、特に人材面で障がい部門は確保できなくなっていることから、人材の応援をしてもらいたいという意味を強く示して参加した方がいい。ただ包括ケアの中の一部ではなく、人材確保のために参加したいと思って提案していることを強調し、高齢者福祉分野から障がい福祉分野への人材の流入についても具体的にスタートの段階から提案をしてもらいたい。

(諸橋課長)

羽田野委員の意見はもっともだと思う。自立支援協議会が部会の位置付けになる訳であるため、この協議会の一定の発言の権限を持って臨まなければならず、そうでなければ協議会自体も衰退してしまう。全体会の前には必ず協議会を開催し、意見をすり合わせ、意見を持っていくことを前提に来年度以降も進めていきたい。

今の質問と要望があった地域包括ケアシステムの中での障がいの位置付けだが、資料3の1頁を見て欲しい。今後の相談支援体制のイメージを記載している。第2層というところだが、一般的に地域包括支援センターが5圏域で担当しているところに、仮置きだが障がいの相談支援事業所が一体となって支援していくようなイメージを考えている。これについては相談員側もそうだがサービスを受ける側にとっても、65歳だから包括、59歳だから相談支援事業所といった年齢による切り分けが今はあるため、サービスが上手くつながらないという課題を抱えている。基本的に支援が必要な方については連携して支援できる体制を地域単位の中で構築していきたい。その中で支援する人材についてもそれぞれ限りがあるため、今話があったように人的な面でも併せた中で整理を進めてまいりたいと考えている。こちらの方向感についてはもちろん高齢者の包括ケアシステム担当へも提示して一緒に進めている。来年度基幹相談支援センター機能を地域包括ケア総合推進センターの中に入れていくことによってよりこれが具体化していくようにイメージしているため、実現に向けて着実に準備をしているところである。

(川瀬委員)

流れはよく分った。参考に、現在包括ケア推進会議はどのようなメンバー構成で、全体の委員数は何名なのかを教えて欲しい。こちらの協議会からは1名ということであったが、少ないような気がする。率直な感想だが、もう少し増やしてもらってはどうかと考える。

(野水課長補佐)

包括ケア推進会議の全体の構成について。医療、介護、生活支援の3つを柱にシステム構築を進めているが、各分野からの指揮権を持つ方や現場の方からお集まりいただいている。具体の人数は20人程度の大所帯の会議である。今回議論いただいている障がい分野を取り込んだ新しい包括ケアシステムを構築するにあたって的確な議論をいただくための委員構成と在り方についても、相談支援事業のこの雛形をセンターへ融合していくに際しても併せて議論していく必要があると捉えている。

(川瀬委員)

こちらとしては20名であればもう少し、1名ではなく複数はお願いしたいと考える。

(元川副会長)

他にいかが。意見がないようであれば議事2について、説明を了承するということでよろしいか。

(一同意見なし)

(元川副会長)

了承することに決定する。

(3) 緊急時の受入体制の進捗と今後の予定について

(草野主任)

※別紙資料2にて説明

(元川副会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(丸山委員)

先日、短期入所事業所の受入れのことで市と業務委託に関する法人で協議を行ったが、他法人から応援を受けながら、緊急時の受入体制を確保するにあたっては、皆日中の活動があるため、夜間応援をしてもらうことは他法人にとっても負担が大きいところではあるが、計画上必要なものであると思うため、できる限り同法人でも取り組むようにしたい。どうしても調整がつかない場合は三条市全体で対応する方向でお願いしたい。

(栗山委員)

もし自分に何かあったときに、こうやって子どもを受入れてくれるところがあるのはとても良いことである。事業所の職員は普段の受入れでも大変なのに、夜間別の事業所でというのは職員に大変負担の掛かるのではないかとそれも心配である。緊急時に普段利用している事業所ではない事業所で受入れてもらうことになった場合、子どものことを誰も分からないようなとき、相談員が活躍してくれるのではないかと期待している。相談員は子どものことをよく分かってくれているため、パニックになる状況等を知っており、それを事業所に伝えてくれるため相談員が活躍する。保護者としては相談員と信頼関係を築けるようにやっていきたいと思っている。

(宮口委員)

実体験の話。子どもと自分の2人暮らしで平日は日中生活介護事業所を利用している。昨年足を捻挫したのだが、その時は丁度週末でサービスが休みだったため、週末は家で子どもを介護し月曜になるまで我慢していた。しかし週明け具合が悪くなり、相談員に相談し、短期入所事業所を調整してもらった。満室になる都度別の短期入所へ移動したが、何とかその局面を乗り切ることができた。予約としての短期入所は利用できるが、緊急の場合は難しい。緊急時の受入場所を確保してもらえると本当にありがたい。何が起きるか分からないため、必要なことであると思う。

(元川副会長)

緊急はいつ起きるか分からないというところで、こういう制度はあるというのは安心だと思う。

緊急受入は7日間という定義があるが、7日目以降のことを本当にその期間で検討できるのかが心配。事務局に何か考えがあるか。

(草野主任)

7日間というのはあくまで緊急として受入れる期間を7日間と定義している。8日目以降も自宅には戻れない状況がはっきりしていれば長期的に短期入所ができる別の施設を探すことや、すぐに長期入所というのは難しいと思うため、

あらゆる社会資源を探しながら8日目以降の支援を組み立てる時間に充てるという意味での7日間と考えてもらえればと思っている。8日目以降は短期入所が利用できないという訳ではない。地域全体で集中的に取り組む7日間と捉えてもらいたい。その他処遇については置かれた状況やサービス利用状況によって変わるが、考えられるのは長期的な短期入所やグループホームや社会資源を使うといった部分になると思う。

(元川副会長)

他にはいかが。無いようであれば議事3について、説明を了承するという事でよろしいか。

(一同意見なし)

(元川副会長)

了承することに決定する。

(4) 令和2年度相談支援事業に関する取組について

(草野主任、小林主事)

※別紙資料3にて説明

(元川副会長)

質問・意見を頂戴したい。

(平岡委員)

自分自身ピアの集いに出ているため、見直しとなっているピアカウンセリンの項目が気になる。現状では相談員がピアカウンセリングを行っていないとのこと。障がいを持っている人がピアカウンセラーとして働く訳だが、ピアカウンセリング実施体制構築支援を進める中で、事業所に障がいを持ったピアカウンセラーを雇ったり有償ボランティアとしてお願いするといった考えは持っているのだろうか。

(川瀬委員)

相談員は現状計画相談で手一杯である。青空福祉会では地域活動支援センターでピアカウンセリングを応援している。毎月悩みなどを地活の相談員も入って話し合い、必要な支援を行っている。

(阿部課長代理兼アドバイザー)

今年度から相談支援専門員のカリキュラムが改正になり、これまで5日間だったのが7日間になった。その中で厚労省から、当事者が相談支援専門員として働ける環境の拡充が示された。当事者が研修を受けられるよう合理的配慮をすることになっている。1年間で7日間受講することが体力的につらい場合は2年で分けて受けても良いことになっている。委託を受ける相談支援事業所としても考えていかなければならなくなっている。国の研修に行くと、当事者の相談支援専門員である受講生が前列に並んでおり、講師も当事者になっている。そのような時代の流れがあることを知っておいて欲しい。

(元川副会長)

時代はそのような流れになっているということである。三条市においても今後そのような流れになるのかなと考える。

(武士俣委員)

以前、県と市と連携して障がい者相談員を行っていた時期があった。手帳の取得等、今でも相談に来られる方がいる。障がい者は増えている。そういう意味において幅広い相談窓口が必要ではないかと感じている。どれだけのことができるか考えているところ。子育て支援課長もいるが、特に子供会では発達障がいの子との関わりが増えている。接しながら勉強させてもらいたいと考えている。

(元川副会長)

障がい者数が増えてきているため益々相談員の活躍が期待される。早期に相談員の増員が図れるといいと思う。

(川瀬委員)

2頁にある8.7人という相談員数は委託の相談員の人数を含んだ数字か。また5.3人の増員の働きかけの部分について、ケアマネジャーに障がい部門も併せてやってもらうことを主として期待しているのか、具体的にどのような働きかけを行っていこうとしているのか聞きたい。

(草野主任)

一つ目の質問の8.7人について、委託の相談員は含んでいない。二つ目の5.3人の増員について何を主に働きかけるかについてだが、例えば高齢分野にどの程度の余力があるのかなど、全ての検証ができていないため、まだはっきりと決め切れていないのが現状である。既存の社会福祉法人にも増員の働きかけをしていきたいと考えている。しかし人材には限りがあるということもあるため、既存以外の新規参入を視野に入れ、社会福祉法人を訪問し状況を聞いたりしながら模索しているところである。

(栗山委員)

高齢介護の方はよく分からないが、私の母のケアマネは月1回訪問し話を聞いてくれる。相談員はケアマネと同じような役割と言うが、相談員は半年に1回の訪問状況である。私の場合は通所する施設内にいる相談員であるため、普段の様子等よく分ってくれているが、他は施設が異なる別の相談員の場合が多いと思う。半年に1回程度では子どもの様子は分かってもらえないと考える。毎月訪問してもらうというのは難しいのだろうか。相談があつて電話したりすることもできるが躊躇することもある。回数は増えないのだろうか。

(草野主任)

本来であればケアマネのように月1回の訪問があればよいとは思いますが、おそらく国でも相談支援専門員の人数と障がい者数を把握しながらある程度の訪問頻度の目安を決めていると思われる。現状、国の制度では3か月～6か月に1回の頻度が義務付けられている方がほとんどである。ただし、制度が始まったときの訪問頻度は今以上に少なかったが、3年前の制度改正により訪問頻度が増えた。今後頻度は更に増えていくことが予想され、それに対応していけるように相談員を増員し、そして定着するように力を入れていきたい。

(宮口委員)

相談員の話とは違うが、自分が高齢になり心配していることがある。三条市では、成年後見人とは別に、障がい者の必要物品を親の代わりに新調したりと

いったような身の回りの世話をする身上監護を考えているか。全国でもまだ人数は少ないかもしれないが、そういったこと考えていただきたい。

(石附委員)

現状、対応できるのは成年後見制度ではないかと思う。実際施設入所はしたが孤独で相続する人もいない場合、成年後見人が付き、基本的には月1回施設を訪問する。施設の職員と相談しながら必要物品を揃えるなど、きちんと対応することになっている。また葬儀等についても裁判所と相談しながら執り行うことになっている。今後制度自体をまだ知らない方も多くいると思うが、制度が広がっていったってできることも増えていくのではないかと感じている。施設の職員と連携しながら、その方が幸せに暮らせるような支援が求められる。

(元川副会長)

親亡き後の問題だが、親が安心できるような体制の構築が必要かと思う。

他に無いようであれば議事4について了承するというところでよろしいか。

(一同意見なし)

(元川副会長)

了承することに決定する。

本日の議事は全て終了する。

閉会